

## ポケット・サポート・サービス利用規定（必ずお読みください）

本利用契約は、「ポケット・サポート・サービス」が会員サービスを提供するにあたって利用対象者に遵守していただく規定(ロードアシスタンスサービス統一規定・ハウスサポートサービス統一規定・ライフサポートサービス規定)を定めるものです。

**ロードアシスタンスサービス統一規定（手配及び費用支払サービス）**

**1. サービス対象者**

ポケットカード株式会社(以下「甲」といいます。))が指定する「カーライフホットとライン」および「ポケット・サポートサービス」(以下「本サービス」といいます。))に申込みを行い、甲が認めると会員本人および会員と同居する親族ならびに甲が指定するビジネスカード会員の従業員(以下総称して「サービス対象者」という)を本サービス対象者といたします。

**2. サービス対象車両**

(1) サービス対象者が所有かつ使用(※1)する以下の車両を対象とします。

- ① 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車。
- ② 自家用普通貨物車(最大積載量2t以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車。
- ③ 特殊用途自動車(上記①、②へのキャンピングカーのみ)。
- ④ 自家用自動二輪車、原動機付自転車。

※1 「所有かつ使用」とは、自動車検査証(以下「車検証」といいます。)上で所有者または使用者欄に記載された個人名義の車両である場合を言います。また、2500CC以下の自動二輪車及び原動機付自転車はサービス対象者が主として使用している車両である場合をいいます。レンタカー、法人名義、サービス対象者以外の個人名義の場合はサービス適用となりません。但し、甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は、法人名義もサービス適用とします。

(2) ①に該当していないも、以下の車両は対象となります。

- ① 自動車修理業、自動車販売業等自動車を取り扱うことを業とする者が、業務として受託し、使用または管理中である車両。
- ② 仮ナンバーの車両。
- ③ ロードサービス提供不能である特殊な車両。

**3. サービス利用条件**

事故または故障(以下「トラブル」といいます。))により、サービス対象車両(以下「車両」といいます。))が自力走行不能(※1)となった場合は本サービスを利用できません。

※1「自力走行不能」とは、事故後車両が動かない、現場で応急修理しても動かない、もしくは道路交通法上運転してはならない状態(夜間にヘッドライトがつかない等)をいいます。積雪や凍結などによる道路状況の不具合で走行できない場合は、自力走行不能には該当しません。

**4. サービス利用期間**

甲による会員証が会員本人の手元に届いた日から、会員本人が会員資格を有している間、サービスを利用できます。すでに甲のクレジットカードをお持ちで、このサービスをオプションで購入された場合は、甲の事務処理基準日から会員本人が会員資格を有している間、サービスを利用できます。

**5. サービスの有効期限**

1)本サービスの有効期間は、サービス開始日より1年間とします。ただし、上記期間内であっても、当該契約を解除、失効、その他の事由により存続しなくなった場合は、サービスを受けることはできません。

(2)本サービスをお申込みいただいた、ポケットカード株式会社発行カードの会員資格喪失と同時に本サービスも失効します。

**6. サービス年会費**

(1)ポケット・サポート・サービス会員は、毎年所定の年会費を支払うものとします。ただし会員が年会費を支払われない場合は、本サービスを受けられなくなります。なお、年会費は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

(2)年会費のお支払いが請求月内に確認できない場合、本サービスは失効します。

**7. サービス対象地域**

本サービスを利用できる地域は日本国内とします。但し、一部離島等対象外の地域もあります。

**8. サービス利用方法**

サービス対象者がサービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。

- ① サービス専用デスク(以下「デスク」といいます。))へ事前に連絡するとともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を知照すること。
- ② MS&AD グラントアシスタンス株式会社(以下「乙」といいます。))または乙の提携業者(以下「業者」といいます。))から、運転免許証、車検証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。ただし、乙または業者が確認資料の提示を求めないにも拘らず、それらの提示が無いときは、サービスを提供できない場合があります。
- ③ トラブル現場における作業で車体等に損害等を生じさせる可能性が予測されるときは、万一損傷等が生じても乙または業者等を免責することに同意し、その旨の警告を提示すること。
- ④ 警察に届出が必要事故の場合は、サービス対象者が警察への届出を済ませ、かつ車両の移動等につき警察の許可を受けていること。
- ⑤ サービス対象者は、トラブル現場において業者による現場作業に立会うこと。ただし、サービス対象者が負傷等により立会うことが出来ない場合は、サービス対象者から委任された者による立会いでも可とします。
- ⑥ 危険物運搬車両のトラブルの場合は、危険物取扱免許の保持者が現場作業に立会うこと。
- ⑦ サービス対象者は、乙または業者に対してサービスへの提供に必要な不可欠な協力を行うこと。
- ⑧ 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。

**9. サービス提供を受けられないトラブル**

自力走行不可となったトラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。

- ① サービス対象者の故意。
- ② 無免許運転、酒酔い運転、麻薬、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転。
- ③ 会員本人が会員規約に基づき会員資格を喪失したとき、または脱会した場合。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似的事象、暴動。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- ⑥ 可燃物材料質(使用済燃料を含みます。))の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用。
- ⑦ 国または公共団体の公権力の行使(ただし、消防または避難に必要な処置の場合は除きます。))。
- ⑧ 航空客機、船舶、鉄道、自動車等による輸送期間中。
- ⑨ 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を越えて使用したことによるトラブル。
- ⑩ サービスの提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業。

①一般車両が通行できない道路(通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース、ラリーを目的とする場所等)および自然保護、環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域、また自動車道の通行が極めて困難な地域(凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等)および自然災害により危険が予測される場合や作業が困難な場合。

②その他、乙がサービス対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合。

- ③本規定に違反した場合。

**10. サービス提供を受けられない車両**

次のいずれかに該当する車両は、サービスの提供を受けることができません。

- ①改造または後付けパーツを装着している、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性がある。または作業が不能となるような車両。
- ② サービス実施後に違法な運転または道路交通の安全もしくは第三者を害する危険性のある運転がなされるおそれのある車両。
- ③ 通常の作業が困難な特殊工作装置等を装備した車両。

**11. サービス提供に伴う損害**

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故その他の損害等が発生した場合、乙および業者は故意または重大な過失がない限り、その損害等の賠償責任を負わないものとします。

**ロードアシスタンスサービス（手配および費用支払サービス）**

**1 レッカー駆け付けサービス規定**

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービス「レッカー駆け付けサービス」の内容は、以下の通りです。

**1. サービスの内容**

事故または故障により、外出先で車両が自力走行不能となった場合について、「カーライフホットとライン」では20km、「ポケット・サポート・サービス」では30km以内の指定現場までレッカーによる牽引または積載車による運搬(以下「レッカー牽引」といいます。)を無料(※1)で行います。また、落輪(※2)により自力走行不能となった場合には、引き上げ作業を無料で行います。なお、本サービスでは、自宅(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は通常の勤務地を含む。但し、ビジネスカード会員の従業員は自宅を含みます。以下、同様とする)駐車場および同等と判断できる場所からのレッカー牽引はサービスの対象となりません。

※1 出動基本料金、基本料金加算(高速道路・悪天候での作業、ドーラー作業等の加算)、現場までの出張料、レッカー牽引するため現場における30分程度の作業料金が無料となります。

※2 落輪とは、道路から1m以内の下方(側溝や用水路等)へ一輪以上道路に残している中で踏み外した状態をいい、落輪している車両について、出動の基本料金、基本料金加算、現場迄の出張料金、クレーン作業等の落輪引き上げ費用作業料金に限り、無料となります。

**2. サービス対象者の費用負担**

下記の費用は無料サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙より会員あて請求する費用と現地に精算する費用があります。【後日乙よりサービス対象者あて請求する費用の代表例】

①レッカー牽引距離がサービス規定距離を越えた場合、超過距離分のレッカー牽引料金。

②自動車転落および同等と判断できる場所からレッカー牽引した場合、全ての作業料金。

- ③2回目以降のレッカー牽引あるいは入庫済み修理工場から他の修理工場までレッカー牽引した場合、全ての作業料金。
- ④車両が乗り上げ、転落、横転、路外脱脱した場合、車両引き上げ・引き出し・引き降ろしの作業料金(特殊作業料金)。
- ⑤ローダークラウチン車やエアロパーツ付きの車両をレッカー牽引する場合、積載する作業料金(特殊作業料金)。
- ⑥雪道、泥道、砂利道等でタイヤが単にスリップ(スタック)し脱出不能で走行できない場合のものによる料金。
- ⑦礎粉失て作業レッカー牽引の場合、全ての作業料金。
- ⑧ サービス対象者の都合により、業者が現場で待機した待機料金。

【現場で精算する費用の代表例】

- ①レッカー牽引する際に要した有料道路料金、カーフェリー乗船料金。
- ②48時間を超えて業者が保管した車両保管料金。
- ③レッカー牽引までに要した各種部品代。

**II 故障時現場復旧サービス規定**

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービス(故障時現場復旧サービス)の内容は、以下の通りです。

**1. サービスの内容**

故障等により自力走行不能となった車両について、現場での復旧が可能な場合は、基本料金、出張料および基本作業料金を無料で行います。なお、部品交換や分解作業を行わなければならない故障で現場での復旧作業が困難な場合は、「レッカー駆け付けサービス」を行います。

【サービス対象の代表例】

- ①バッテリーの点検、ジャンプボ(リッターあがりの車両にケーブルをつないでスタートさせます。))
- ②スベアタイヤ交換、タイヤ廻り点検。
- ③インロック開錠(鍵を車内に閉じ込み、ドアをロックした場合の開錠作業)。
- ④ガス欠時の燃料補給(ガソリン車、ディーゼルのみに限定)。
- ⑤その他、30分程度の現場復旧が可能軽作業。

【サービス対象外の代表例】

- ①スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業。
- ②チェーン脱着作業。
- ③エアコンなど室内空調機器のトラブルに対応する現場復旧作業または応急処置作業。
- ④バッテリーの充電作業。
- ⑤バッテリー本体の交換作業。
- ⑥タイヤパンクの修理作業。
- ⑦次のようなケースの鍵開けは、弊社提携業者の手配または現場での鍵錠作業は行わないものとします。
  - ア.身分証明ができない場合。
  - イ.車種・年式により、乙の提携業者で鍵開けできない場合。
  - ウ.セキユリティ装置付き車両の鍵開けの場合。

⑧その他、デスクが走行に支障が無いと判断した場合。

**2. サービス対象者の費用負担**

下記の費用は、無料サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙よりサービス対象者あて請求する費用と現地に精算する費用があります。【後日乙よりサービス対象者あて請求する費用の代表例】

- ①現場復旧作業が30分を超過した場合は作業延長料金。
- ②ローダークラウチン車やエアロパーツ付車両のタイヤ交換作業における特殊作業料金。
- ③ サービス対象者の都合により、業者が現場で待機した待機料金。
- 【現地精算する費用の代表例】

①製作製代、各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代等。

- ②業者が、現場からレッカー牽引に要した有料道路料金、カーフェリー乗船料金。

**III 遠隔地諸費用サービス規定**

サービス対象者に提供されるロードアシスタンスサービス「遠隔地諸費用サービス」の内容は、以下の通りです。

**1. サービス利用条件**

次の事由に該当し、会員が遠隔地諸費用(帰宅(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は帰宅を含む。但し、ビジネスカード会員の従業員は帰宅を含みます。以下、同様とする)費用、宿泊費用、修理後搬送費用をいいます。)を負担する場合に、本サービスを利用できません。
①事故または故障により外出先で車両が自力走行不能となったこと。
②事故または故障となった場所が、サービス対象者の居住地(生活の基盤を置いている場所)より直線距離で100km以上遠方(※1)であること。

- ③ 遠隔地諸費用サービスを利用するには、事前(※2)にサービス対象者よりデスクへ連絡があること。
- ※1 居住地(甲が指定するビジネスカード会員およびその従業員は通常の勤務地を含む。但し、ビジネスカード会員の従業員は居住地を含みます。以下、同様とする)からトラブル現場までの距離は、乙の地図システムにより直線距離で算定した距離を基準とします。
- ※2 事前とは、サービス対象者が遠隔地諸費用サービスを利用する前をいいます。遠隔地諸費用サービスを利用した後にデスクへ連絡をした場合、サービス対象外となります。

**2. サービスの内容**

(1) 帰宅費用サービス

トラブル発生により、代替交通機関を利用して合理的な経路および方法により、トラブル発生地から居住地まで帰宅するため、または当面の目的地へ移動するためにサービス対象者が負担した交通費が、帰宅費用サービスの対象となります。ただし、当初から鉄道、航空機などの交通機関を利用して帰宅する予定であった交通費は、サービスの対象となりません。

- ①代替交通機関とは、鉄道(特急・新幹線の指定席を含み、グリーン車は除きます。)、バス、航空機(エコノミークラス)、船舶(普通客室)、タクシー、レンタカー等をいいます。
- ②帰宅費用は、トラブル車両に発生していたサービス対象者および同乗者を対象とし、車検証記載の乗員定員を限度とします。
- ③トラブルの当日または翌日に代替交通機関を利用し帰宅した費用または当面の目的地まで移動した費用が対象となります。
- ④1回のトラブルにつき、1名あたり20,000円(税込み)を限度。必ず領収書の原本が必要となります。
- ⑤タクシーを借りて利用する場合は、1台あたり20,000円(税込み)を限度とします(乗車人数×20,000円とはなりません。)
- ⑥レンタカーを利用する場合は、トラブル車両と同等級クラスまでの車両とし、1台あたり20,000円(税込み)(レンタカー一乗だけ使用を含みます。))を限度とします。ただし、追加されたオプション装備費用および燃料代、有料道路料金はサービスの対象となりません。
- ⑦帰宅費用は、一旦サービス対象者に立替払いしていただき、後日乙から送付する費用請求書類に記入のうえ領収書の原本を添付して乙に返送していただきます。乙は費用請求書類を受理後、サービス対象者の費用をサービス対象者あてに支払います。

(2) 宿泊費用サービス

夜間のトラブルまたは地理的条件等によりトラブル当日の帰宅が困難となり、臨時に宿泊せざるを得なかった場合、最寄りのホテル等の宿泊施設に宿泊したときに、サービス対象者が負担した客室料が宿泊費用サービスの対象となります。なお、予め予約していた宿泊施設に宿泊したときは、宿泊費用サービスの対象となりません。

- ①トラブル車両に乗車していたサービス対象者および同乗者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。
- ②トラブル発生当日1泊分の宿泊費用が対象となります。
- ③1回のトラブルにつき、1名あたり15,000円(税込み)を限度に支払います。必ず領収書の原本が必要となります。
- ④宿泊費用とは1泊分の客室料(税・サービス料込み)をいし、飲食費用、マッサージ代、電話代、入湯税等は除きます。
- ⑤トラブル場所から宿泊施設までの交通費は、1名あたり15,000円(税込み)の宿泊費に含んで宿泊費用サービスの対象となります。
- ⑥宿泊費用は、一旦サービス対象者に立替払いしていただき、後日乙から送付する費用請求書類に記入のうえ領収書の原本を添付して乙に返送していただきます。乙は費用請求書類を受理後、サービス対象者の費用をサービス対象者あてに支払います。

(3) 修理後搬送サービス

走行不能となった車両を、トラブル発生場所最寄りの修理工場にて修理を終えた後、合理的な経路および方法により、サービス対象者の居住地まで搬送等により運搬するために必要であった費用またはサービス対象者が車両を引き取るために必要であった費用が、修理後搬送サービスの対象となります。ただし、対象車両がレンタカーの場合は、修理後車両搬送サービスの対象となりません。また、本サービスは修理を終えた車両を修理工場から搬送または引き取る費用が対象であり、修理前の車両を搬送または引き取る費用は対象となりません。

- ①1回のトラブルにつき、50,000円(税込み)を限度とします。
- ②修理後の車両を会員の居住地まで搬送等により運搬する場合は、乙の指定業者により行います。
- ③ サービス対象者が修理工場まで自動車を引き取りに行く場合は、引き取り当日1名分の片道交通費に限り、50,000円(税込み)を限度として支払います。必ず領収書の原本が必要となります。この場合の交通機関は、鉄道(特急・新幹線の指定席を含み、グリーン車は除きます。)、バス、航空機(エコノミークラス)、船舶(普通客室)、タクシー、レンタカー等をいいます。
- ④修理を終えた車両で帰宅するときの燃料代、有料道路料金は、サービスの対象となりません。但し、タクシーまたはレンタカーで帰宅したときと重複して燃料代、有料道路料金を負担した場合は、帰宅時の燃料代、有料道路料金をサービスの対象とします。
- ⑤引き取り費用は、一旦サービス対象者に立替払いしていただき、後日乙から送付する費用請求書類に記入のうえ領収書の原本を添付して乙に返送していただきます。乙は費用請求書類を受理後、サービス対象者の費用をサービス対象者あてに支払います。

**3. 遠隔地諸費用の請求可能期限**

遠隔地諸費用の請求可能な期間は、トラブル発生日から50日以内に費用請求書類が乙に到着したものに限りです。

**ハウスサポートサービス統一規定（手配及び費用支払サービス）**

**1. サービス対象者**

ポケットカード株式会社(以下「甲」という)が指定する「ポケット・サポート・サービス」(以下「本サービス」といいます。))に申込み、甲が承認した会員本人および会員と同居する親族(以下総称して「サービス対象者」といいます。))を本サービス対象者としていたします。

**2. サービス対象物件**

本サービスの対象物件は、甲が指定するサービス対象者が居住している物件とします。

### 3.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手に届いた日から、会員資格を有している期間にサービスを利用できます。

#### 4.サービスの対象地域及び対応時間帯

本サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。また、地域、深夜帯、地震や悪天候等の諸事情により現場到着までに相当の時間がかかる場合もあります。

##### 5.サービス範囲

(1)本サービスを利用できる範囲はサービス対象物件の専有部分(※1)とします。

※1 専有部分とは、壁、床、天井等に囲まれた空間をいいます。
(2)火災探知機、オートロック設備、TVアンテナ配管の端子以外の配管、通信線の配管内の設備、室内を通る排水縦管等は共用部分となります。共用部分は本サービスの対象とはなりません。

##### 6.サービスの利用方法

サービス対象者がサービスの提供を受けるためには、次の内容を全て満たしていることが条件となります。

- サービス専用デスク(以下「デスク」といいます。)に電話するとともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を通知すること。
- MS&ADグランスアシスタンス株式会社(以下「乙」といいます。)または乙の提携業者(以下「業者」といいます。)から、運転免許証、保険証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。乙または業者が確認資料の提示を求めたにも拘らず、それらの提示が無いときは、サービスを提供できない場合があります。
- トラブル現場における作業で住居に損害等を生じさせる可能性が予測されるときは、万一損傷等が生じても乙または業者を免責することに同意し、その旨の念書に署名すること。
- サービス対象者は、トラブル現場における業者による現場作業に立会うこと。
- サービス対象者は、乙または業者に対してサービスの提供に必要な不可欠な協力を行うこと。

##### 7.サービスの提供を受けられないトラブル

サービス対象者は、トラブルの原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を受けることができません。

- サービス対象者の故意。
- 会員本人が会員規約に基づき会員資格を喪失したとき、または脱会した場合。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、暴動。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因として、サービス対象物件が破損または故障等となった場合。
- サービスの提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限、侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業。
- その他、乙がサービス対象者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合。
- 本規定に違反した場合。

##### 8.サービスの提供に伴う損害

サービスの提供に伴い対象物の破損、人身事故そのほかの損害等が発生した場合、乙および業者は故意または重大な過失がない限り、その損害等の賠償責任を負わないものとしま

##### 9.合意管轄

サービス対象者は本規定について紛議が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとしま

## ハウスサポートサービス規定(手配及び費用支払サービス)

### 1鍵開けサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「鍵開けサービス」の内容は、以下のとおりとします。

#### 1.サービス利用条件

本サービスを利用する条件として、サービス対象者が乙または業者から、運転免許証、保険証その他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。

#### 2.サービスの内容

サービス対象物件の玄関(専有部分)を対象に、現場にて行開錠が可能な場合は、基本料金、出張料金を無料で行います。

【サービスの代表例】

セキュリティの高い鍵や外国製の鍵で、開錠が困難である場合、破錠(鍵を壊して開錠する)までの作業。

【サービス対象外の代表例】

- 集合住宅のエントランスの鍵など共有部分、公的部分の鍵開け。
- サービス対象者が賃貸物件に居住していた場合に破錠とする際に大家の承諾が取れない場合。
- 開錠作業を行う際にサービス対象者が立会えない場合または、サービス対象者が免許証等の身分証明書の提示が出来ない場合。
- 金庫や倉庫の鍵開け等サービス対象物件の玄関以外の開錠作業。

#### 3.サービス対象者の費用負担

下記の費用は、無料 サービスの対象となりませんのでサービス対象者の負担となります。なお、サービス対象者が負担する費用には、後日乙よりサービス対象者あて請求する費用と現地にて精算する費用があります。

【後日乙よりサービス対象者あて請求する費用の代表例】

- 開錠作業が30分を超過した場合の作業延長料金。
- 開錠作業にて生じた1,000円以上の部品代。

【現地精算する費用の代表例】

- 開錠後に必要な鍵作成費用。
- 破錠後のシリンダー本体価格および交換作業費用を含む交換費用。
- 開錠作業にて生じた1,000円未満の部品代。

#### II水廻り応急処置サービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「水廻り応急処置サービス」の内容は、以下のとおりとします。

#### 1.サービスの内容

サービス対象物件の専有部分を対象に、現場にて下記30分程度の一時的な応急処置が可能な場合は、基本料金、出張料金をおよび基本作業料金を無料で行います。

- 給・排水管のつまりの除去。
- 給・排水管の故障によるあふれの応急修理。
- トイレのつまりの除去。

【サービス対象の代表例】

床下、壁内を通る「給水・給湯管・排水管」を除く、目視で確認できる給・排水管設備における30分程度の応急修理。

【サービス対象外の代表例】

①マンション等、ハイパスペース内等の共有部分や屋外の給・排水設備(雨樋・建物の外側にある散水栓等)、および公的部分(市町村等が所有する水道管、下水道管等)。

- ②室内外を問わず凍結による給・排水管のつまり・故障・破裂。
- ③給湯器、エアコン、ウォッシュレット等の故障。
- ④食器洗い乾燥機、ディスポーザ、暖房機器本体の分解および接続部分。
- ⑤排水管やトイレからのいやな臭いや雨漏り等の解消依頼。

#### 2.会員の費用負担

下記の費用は、無料 サービスの対象となりませんので会員の負担となります。なお、会員が負担する費用には、後日乙より会員あて請求する費用と現地にて精算する費用があります。

【後日乙より会員あて請求する費用の代表例】

- ①便器の消脱等、大掛かりな作業となる場合で、作業が30分を超過した場合の作業延長料金。
- ②作業にて生じた1,000円以上の部品代。

【現地精算する費用の代表例】

作業にて生じた1,000円未満の部品代。

#### IIIカーライフサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「カーライフサービス」の内容は、以下のとおりとします。

#### 1.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手に届いた日から、会員資格を有している期間にサービスを利用できます。

#### 2.サービスの対象地域

本サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。

#### 3.サービスの内容

- ①新車購・相談/紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始およびシステムメンテナンス日を除く平日のみといたします)
新車購入に関しての相談受付、販売店の紹介サービスを行います。
- ②車検・修理相談/紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始およびシステムメンテナンス日を除く平日のみといたします。)
車検や修理に関しての相談受付、業者の紹介および手配をいたします。
- ③リサイクル部品相談/紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始およびシステムメンテナンス日を除く平日のみといたします。)
リサイクル部品を活用したエコロジーで経済的な修理の相談および業者の紹介をいたします。ただし、国産の自家用自動車(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪乗用車)に限ります。
- ④廃車相談/手配サービス。(9:00～17:00 ※年末年始およびシステムメンテナンス日を除く平日のみといたします。)
環境問題に対応した廃車処理の相談および業者の手配をいたします。

1.廃車手続きの代行を行います。

2.対象車両は、営業車以外の自家用乗用車および自家用貨物車(最大積載量2t未満)に限ります。

③レンタカー紹介サービス。(平日8:00～20:00 土日祝8:00～17:00)

旅行または引越等、レンタカーが必要な場合、優待料金で手配をいたします。なお、実費用はサービス対象者負担となります。

#### 4.サービス対象者遵守事項

サービス対象者は、本サービスの提供に伴い、以下の項目について遵守するものとしま

- ①本規定に基づく権利と第三者に譲渡、貸与、担保権の設定を行わないこと。
- ②道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。
- ③サービスの提供を受けるにあたり、会社等の指示に従うこと。

#### 5.サービスの提供の中止・終了

甲は、サービス対象者に事前または事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、サービス対象者はこれを承諾するものとしま

#### IVハウスケアサービス規定

サービス対象者に提供されるハウスサポートサービスの内、「ハウスケアサービス」の内容は、以下のとおりとします。

#### 1.サービスの利用期間

会員カードが会員本人の手に届いた日から、会員資格を有している期間にサービスを利用できます。ただし、上記期間内であっても、解約、失効、その他の事由により会員本人が会員資格を失った場合は、サービスを受けることはできません。

#### 2.サービスの対象地域

本サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。

#### 3.サービスの利用方法

サービス対象者が次の条件を満たすことが、サービス提供の条件となります。
○サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたり、デスクに電話するとともに、車両登録番号・氏名・住所・電話番号等を通知すること。

#### 4.サービスの内容および対応時間帯

- ①引越業者紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始を除く平日のみといたします。)
- ②ホームセキュリティ紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始を除く平日のみといたします。)

③スเปーカー作成業者紹介サービス。(9:00～17:00)
大切な鍵(車・家等)のデータを無料で登録し、通常の約半額の料金でスペアキーを作成する専門業者を紹介します(シリンダー交換も優待料金で対応します。)。
④ハウスクリーニング・リフォーム業者紹介サービス。(9:00～17:00 ※年末年始を除く平日のみといたします。)
エアコン、台所、浴室、トイレ等のハウスクリーニングおよびリフォームをする提携業者を紹介します。

#### 5.サービス対象者情報等の提供および利用への同意

サービス対象者は、甲がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所・氏名・電話番号・利用資格に関する情報等)を乙に対して提供すること、およびサービスの利用状況等を甲と乙との間で相互に提供し、利用することに同意するものとしま

#### 6.サービスの提供の中止・終了

甲は、サービス対象者に事前または事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、サービス対象者はこれを承諾するものとしま

#### ライフサポートサービス規定

#### 1.サービスの対象者

ポケットカード株式会社(以下「甲」といいます。)が指定する「ポケット・サポート・サービス」(以下「本サービス」といいます。)に申込み、甲が承認した会員本人および会員と同居する親族(以下総称して「サービス対象者」とい

ます。)を本サービス対象者としたします。

#### 2.サービスの利用期間

本サービスの対象者は、上記サービス対象者資格を有している間サービスを利用することができます。ただし、上記期間内であっても、解約、失効、その他の事由によりサービス対象者資格を失った場合は、サービスを受けることはできません。

#### 3.サービスの対象地域

本サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。

#### 4.サービスの内容

充実した人生を過ごしていただくために、専門スタッフが下記内容のご相談に的確なアドバイスを行います。

- ①健康・医療電話相談サービス。(0:00～24:00)
医師・看護師・介護支援専門家による健康・医療・介護に関する電話相談です。
- ②病院情報案内サービス。(0:00～24:00)
「難病の疑いがあるといわれたので、専門の医師を探している」「リハビリ面で優れている病院を知りたい」など医療機関に関する全国各地の病院・専門医の情報を提供いたします。
看護師、相談者がお客様ののご要望を伺い、インターネット、書籍等、一般に公開されている情報の中からお客様のに合う医療機関の情報を提供いたします。
- ③夜間休日医療機関案内サービス。(0:00～24:00)
夜間休日指定病院の紹介サービスです。
- ④薬相談サービス。(0:00～24:00)
病院で処方された薬や漢方薬、市販薬等に関する疑問、質問にお答えします。
回答者:医師、看護師、東洋医学専門家(漢方)
- ⑤食生活・栄養相談サービス。(0:00～24:00)
食生活についてのご相談や健康食品等についてのご質問にお答えします。
日常の食事やダイエット時の留意点からサプリメントの効果等までアドバイスいたします。
回答者:管理栄養士
- ⑥育児相談サービス。(0:00～24:00)
医師・保育士等による乳幼児・児童の育児に関する電話相談にお答えします。
- ⑦介護電話相談サービス。(0:00～24:00)
「祖父が痴呆状態で夜中に外に出たがりどうしてよいかわからない」「どうすれば介護サービスが利用できるかなど、介護全般に関する電話相談にお答えします。

回答者:ケアマネジャー、社会福祉士

⑧遠隔診療・サービス。(0:00～24:00)

郵便を利用してご自宅で受けられる検診を優待料金で紹介いたします。
お客さまより郵便検診の希望があった場合には株式会社ふれ愛ドゥライフサービスへ転送し、手続きを依頼いたします。郵送されてくる専用キットを使用し、自宅で血などを採取して返送すると、診断結果が郵便で返送されます。
検診メニュー:糖尿病、胃がん、大腸がん、アレルギーなど各種多致
⑨人間ドック紹介サービス。(0:00～24:00)
最寄りの人間ドック施設をご紹介し、予約代行するサービスです。
提携リストおよびお客さまのご希望に添った施設をご紹介し、申込みの依頼があればお客さまに代わって施設への申込み手続きを行います。
施設数:全国約750～800ヶ所
割引率:施設により幅あり(3%～30%)、全く割引のない施設もあります。(全体の3割程度)
⑩介護関連業者紹介サービス。(0:00～24:00)

介護事業者、ケアマネジメント機関、福祉用品販売・レンタル業者、住宅改修業者等を紹介いたします。ただし、一部離島等対象外の地域もあります。

- 5.サービス対象者に関する情報等の提供および利用への同意**
サービス対象者は、甲がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所・氏名・電話番号・サービス対象者番号・生年月日・サービス対象者資格に関する情報等)を、株式会社ふれ愛ドゥライフサービスおよび株式会社保健同人社に対して提供すること、およびサービスの利用状況等を甲と提供会社との間で相互に提供し利用することに同意するものとしま
- 6.サービスの提供に伴う損害**
サービスの提供に伴う損害等については、会社等に故意または重大な過失がない限り、甲および提供会社はその損害等を賠償する責を負いません。
- 7.サービスの提供の中止・終了**
甲は、サービス対象者に事前または事後に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができるものとし、サービス対象者はこれを承諾します。
- 8.合意管轄**
サービス対象者は、本規定について紛議が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとしま

#### 【サービス内容について、詳しくは当社ホームページをご覧ください。またはお客さまセンターへお問い合わせください。】

ポケットカード株式会社ホームページ **https://www.pocketcard.co.jp**

ポケットカードお客さまセンター

**☎0120-12-9255** (携帯がかけ放題) **☎0570-064-373** (携帯がかけ放題) **☎**0120-12-9255 (振替電話) **☎**0570-064-373 (振替電話)

●P電話および携帯電話会社のかけ放題プランをご利用の方は「06-7635-2677」へおかけください。